平成２２年（フ）第２２０号
神戸市灘区赤坂通７丁目３番11号ビューハイツまや202号、従前の住所神戸市中央区国香通３丁目１番２―1002号
債務者　金谷　尚子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番38―1007号
債務者　松岡由美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目13番１号　ユキツインマンション301号
債務者　田中　伸志
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目13番１号ユキツインマンション301号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６０号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目78番地の２オーキッドムコガワ401号
債務者　堀西　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６２号
兵庫県西宮市城ヶ堀町５番７―403号
債務者　海江田三佳子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６５号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―1011号
債務者　荒尾　一政
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９２号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―324号
債務者　坂本　眞澄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６８８号
広島市東区光町２丁目９番28―703号、申立時の住所広島市東区矢賀新町１丁目３番３号
債務者　横山　久美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９８号
広島県廿日市市佐方４丁目10番９―102号
債務者　中村　寿男
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４号
広島市安佐南区祇園１丁目３番10号
債務者　土井　和典
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３号
広島市南区西旭町12番11号
債務者　重本表具店こと　重本　浩明
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１号
広島県東広島市高屋町稲木2116番地12
債務者　新山　久美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1591番地３
債務者　堀江　保弘
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1591番地３
債務者　堀江かず代
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県久留米市津福今町249番地168　ドミールパークⅡ105号
債務者　米本　真利
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５３号
福岡県久留米市合川町465番地
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部